

所在不明組合員のみなし自由脱退の処理について（公告）

【みなし自由脱退とは】

2023年11月30日を基準日として、2年以上住所変更届がされておらず、通常総会招集通知書や季刊誌等が宛先不明で返送されて所在が確認できず、かつ、1年以上継続して生協の事業利用、出資金の増減資、組合員情報の変更の実績がない組合員を対象として脱退手続きを行うものです。ただし、対象者本人から申し出等があり、所在が確認された組合員については、みなし自由脱退対象者から除外します。

「定款第10条（自由脱退）」および「所在不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約」に基づき、下表の組合員（79人）を「みなし自由脱退対象者」とし、2024年3月31日付けにて自由脱退処理を行います。

「みなし自由脱退対象者」は、「本部事務所や施設の掲示板」および「生協のホームページ」にて組合員番号をもってお知らせします。また、本部事務所には、「みなし自由脱退対象者」の名簿を備え置きます。

つきましては、組合員番号をご確認のうえ、住所変更届を行っていただきますようお願い申し上げます。

2024年1月31日

【担当窓口】

さっぽろ高齢者福祉生活協同組合・本部（総務）

TEL011-299-2315 fax011-299-2316

✉somu@hukushiseikyoku.or.jp

みなし自由脱退対象者（組合員番号）

0001	0276	0529	0867	1220
0003	0290	0541	0876	1265
0012	0305	0573	0896	1327
0020	0309	0595	0904	1411
0091	0351	0599	0907	1415
0108	0352	0615	0908	1417
0119	0387	0618	0951	1447
0120	0445	0622	0954	1468
0142	0467	0641	1027	1513
0147	0473	0648	1028	1634
0158	0482	0677	1031	1652
0187	0489	0682	1137	1704
0199	0493	0687	1154	1823
0223	0496	0722	1157	1824
0236	0503	0797	1187	1861
0265	0504	0806	1206	—